

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告 示

- 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により工事又は製造の請負その他の契約を締結しようとする者における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件の一部を改正する件 三六五
- 福島県総合療育センターにおける公金の収納の事務を委託した件 三六五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三六五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三六六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六七
- 土地収用法により事業の認定をした件 三六七

公 告

- 道路の区域を変更する件 三六八
- 落札者を決定した件 三六八
- 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件 三六九
- 福島県個人情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三六九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六九
- 基本測量の実施について通知があった件二件 三六九
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 三六九
- 随意契約の相手方を決定した件 三六九
- 福島県議会 三六九
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 三六九
- 福島県警察本部 三六九
- 一般競争入札を行う件三件 三六九
- 正 誤 三六九
- 平成十九年二月十六日付け定例第千八百五十号中 三六九

告 示

福島県告示第三百七十七号

1 福島県を発注者として、指名競争入札の方法により工事又は製造の請負その他の契約を締結しようとする者における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を定める件(昭和四十一年福島県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

2 この告示の施行の際現に改正前の規定に基づき福島県土木部土木総務領域建設行政グループ参事に提出されている申請書等は、改正後の規定に基づき福島県総務部財務領域入札改革グループ参事に提出された申請書等とみなす。

平成十九年五月二十五日

第七の第一号の(三)のイ中「福島県土木部土木総務領域建設行政グループ参事」を「福島県総務部財務領域入札改革グループ参事」に改める。

(財務領域入札改革グループ)

福島県告示第三百七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 二 福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 三 受託者の名称及び所在地
- 株式会社ニチイ学館
- 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間
- 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年五月二十五日から平成十九年九月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 須賀川市崩免二ほか
変更した事項
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
株式会社東北ケーズデンキ
代表取締役 加藤 修一
(変更後) 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
株式会社東北ケーズデンキ
代表取締役 川合 久太郎

- 三 変更した年月日
平成十八年六月二十八日
- 四 届出年月日
平成十九年五月十五日
- 五 届出をした者
株式会社東北ケーズデンキ

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百八十号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年五月二十五日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アティ郡山 郡山市駅前一丁目十六番七号
変更しようとする事項
- 1 駐輪場の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 2 大規模小売店舗の名称
(変更前) 東邦精麦ビル
(変更後) アティ郡山
変更しようとする年月日
- 1 駐輪場の位置 平成二十年一月十五日
- 2 大規模小売店舗の名称 平成十三年五月二十五日

- 四 届出年月日
平成十九年五月十四日
- 五 届出をした者
東邦精麦株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備えおいて縦覧に供する。)
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百八十一号
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十五日から同年六月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 郡山市長者一丁目一番五十六号
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
 - 2 営業時間の延長に伴い、営業及び駐車場等の騒音の防止に努め、周辺環境の静穏保持について十分配慮すること。
 - 3 野外照明・公告塔照明等への配慮事項を遵守し、万一、周辺住民等から苦情(光害)が発生した際は、速やかに対応すること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百八十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、東根堰土地改良区から平成十九年五月十五日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月十八日認可した。
平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百八十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條の三第一項の規定により、津島地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年五月二十八日から
同 年六月十八日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
浪江町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称
南相馬市
- 二 事業の種類
(仮称)浦尻貝塚史跡公園整備事業
収用又は使用の別を明らかにした起業地
収用の部分 福島県南相馬市小高区浦尻字南台、字西向、字台ノ前、字小迫地内
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - 1 法第二十条第一号要件への適合性
(仮称)浦尻貝塚史跡公園整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業であり、法第三条第三十二号に掲げる事業に該当する。
したがって、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性
本件事業は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二百二十五条第一項の規定により文化庁長官の許可を要するところ、文化庁長官から本件事業に係る許可を与える見込みである旨の意見がある。
また、起業者は本件事業の施行に必要な予算措置に着手していることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
 - 3 法第二十条第三号の要件への適合性
(一) 得られる公共の利益
南相馬市では、平成十六年十二月に策定した「新市建設計画」において、水と

緑の自然を生かした環境重視のまちづくりという基本目標を定め、その具体的な施策項目として水と緑に親しむ環境づくりの推進を図っている。

しかし、南相馬市における市民一人当たりの都市公園面積は八・八五平方メートルにすぎず、これは、建設省が平成六年七月に制定した「緑の政策大綱」における二十一世紀初頭までに住民一人当たり二十平方メートルの都市公園等面積を確保するという目標値を大きく下回っており、市民の憩いの場として公園を整備することが求められている。

また、小学校の学習指導要領では、社会、理科の学習においては、社会教育施設を積極的に利用するとともに身近な地域を学習素材とした体験学習を行うことが必要であるとされている。

しかし、南相馬市及び周辺地域には、体験学習に適した社会教育施設がないことから、南相馬市の児童が施設を利用した体験学習を行うにあたり、県外等の遠距離にある施設を利用しなければならず、身近な地域の学習素材を生かすことができない。

本件事業は、国指定史跡浦尻貝塚の指定範囲を中心に、調査成果に基づいた縄文時代のたて穴住居の復元、貝塚の現地展示、縄文時代の自然環境を復元した植栽等の環境整備、体験学習等を目的とする広場及びガイダンス施設の建設を行うものであり、本件事業が完成すると、地域の歴史資源を生かした憩いの場を提供するとともに、歴史学習、環境学習を中心とした体験学習の場を設置することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業の起業地には、国指定史跡浦尻貝塚が存在するが、文化財保護法の諸規定に基づき、文化庁の指導の下、慎重な工事を行うこととしており、史跡に与える影響は少ないものと認められる。

また、福島県が定める「ふくしまレッドリスト情報管理要領」に基づき、稀少野生生物情報について調査した結果、起業地において絶滅危惧Ⅱ類「シャリンバイ」及び準絶滅危惧「コハマギク」、「エゾノレンリソウ」の生息が確認されているが、起業者は適切な保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、史跡指定範囲を中心に二つの候補地を検討しており、大規模な造成が必要ないこと、住宅の移転が生じず住民生活に与える影響が少ないこと、事業費が安価であることなど、社会的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認めら

れる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性
3 (一)で述べたとおり、「緑の政策大綱」における二十一世紀初頭までに住民一人当たり二十平方メートルの都市公園等面積を確保するという目標値を大きく下回っている。

また、南相馬市には体験学習に適した社会教育施設がないことから、児童が施設を利用した体験学習を行うにあたり、県外等の遠距離にある施設を利用しなければならず、身近な学習素材を生かすことができない。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

南相馬市教育委員会事務局文化財課

(土木総務領域用地グループ)

福島県告示第三百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所平成十九年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
伊達郡川俣町大字小綱			

一般国道 一一四号		変更前	変更後
木字澤一八番二地先から 同 郡同 町大字小綱 木字上羽金二番二地先 まで	A	八・六〇 四三・〇〇	一、三五〇・五
伊達郡川俣町大字小綱 木字澤一八番二地先から 同 郡同 町大字小綱 木字上羽金二番二地先 まで	B	九・〇〇 八三・五〇	一、六六〇・七
同 郡同 町大字小綱 木字上菅立目七番地先 まで	A	八・六〇 四三・〇〇	一、三五〇・五
同 郡同 町大字小綱 木字上菅立目七番地先 まで	B	九・〇〇 八三・五〇	一、六六〇・七
同 郡同 町大字小綱 木字上菅立目七番地先 まで	C	一一・〇〇 一四一・五〇	一、六二〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第288号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成19年 5月25日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部文書管財領域施設管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年 3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号
- 5 落札金額
55,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年 2月20日

（文書管財領域施設管理グループ）

公告第二百八十九号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。）第三十九条の規定により、平成十八年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。
平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 保有個人情報の開示請求等の状況
(1) 受付窓口別の内訳

（単位 件）

区 分	文書による請求	口頭による請求	合 計
県政情報センター	9	642	651
県政情報コーナー	1	0	1
出先機関窓口	17	8,162	8,179

警察情報センター	14	0	14
合 計	41	8,804	8,845

注

- 1 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 2 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 3 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
- 4 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
- 5 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう（以下同じ。）。

なお、本庁担当グループによる受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
※ 条例第19条の訂正請求、条例第21条の4の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績は、なかった。

(2) 実施機関別の内訳

（単位 件）

実施機関の区分	知			
	知事直轄	文書による請求	口頭による請求	合 計
総務部	0	0	25	25
企画調整部	0	0	0	0
生活環境部	0	0	0	0
保健福祉部	4	4	109	113
商工労働部	2	2	50	52
農林水産部	0	0	4	4
土木部	0	0	1	1

出納局	0	0	0
	0	0	0
小計	6	189	195
議 会	0	0	0
教 育 委 員 会	3	8,135	8,138
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	14	0	14
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0
人 事 委 員 会	1	265	266
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	17	101	118
公 立 大 学 法 人 会 津 大 学	0	114	114
合 計	41	8,804	8,845

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

決 定 等 区 分		件 数
開 示	全 部 開 示	24
	一 部 開 示	8
小 計		32
不 開 示		7
うち 公 文 書 の 不 存 在		7
取 下 げ		0
却 下		2
合 計		41

(単位 件)

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	8	0	8
第4号 (法人等の事業に関する情報)	0	0	0
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	2	0	2
第6号 (犯罪捜査等情報)	3	0	3
第7号 (審議、検討及び協議に関する情報)			

報)		1	0	1
第8号(事務又は事業に関する情報)		1	0	1
合 計		15	0	15

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	0	0	0	1	1	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	1	1	0
合 計	0	0	0	2	2	0

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分
平成17年8月5日	平成17年7月19日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する異議申立て	一部認容

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是 正 の 勧 告	事 実 の 公 表	苦 情 相 談 処 理
0	0	0	9

(文書管財領域文書法務グループ)

公告第二百九十号

福島県情報公開条例(平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。)第三十条の規定により、平成十八年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

1 公文書の開示の請求及び申出の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
県政情報センター	8,248	16,891	25,139
県政情報コーナー	1,897	65	1,962
出先機関窓口	9	0	9
警察情報センター	121	18	139
合 計	10,275	16,974	27,249

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ)。
- 「申出」とは、条例第32条の規定による公文書の任意開示の申出をいう(以下同じ)。
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(2) 請求権者等別の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請求	

県の区域内に住所を有する者からの請求	5,799
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	4,469
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者からの請求	5
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他実施機関の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	2
小 計	10,275
申出	
請求権者以外のものからの申出	16,974
合 計	27,249

(3) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	請 求 申 出	合 計
知 事 直 轄	6	6
総 務 部	158	198
企 画 調 整 部	65	71
生 活 環 境 部	173	233
保 健 福 祉 部	332	449
商 工 労 働 部	49	95

農 林 水 産 部	1,926	2,740	4,666
土 木 部	5,888	12,919	18,807
出 納 局	75	13	88
事 業 局	12	49	61
小 計	8,684	15,990	24,674
教 育 委 員 会	466	568	1,034
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	121	18	139
選 挙 管 理 委 員 会	966	347	1,313
監 査 委 員 会	0	0	0
人 事 委 員 会	7	0	7
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	13	22	35
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	7	27	34
公 立 大 学 法 人 会 津 大 学	11	2	13
合 計	10,275	16,974	27,249

2 公文書の開示の決定等の状況
(1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	請求	申出	合計	
開示	全部開示	8,214	16,060	24,274
	一部開示	1,904	715	2,619
不開示	計	10,118	16,775	26,893
不開示	計	230	39	269
うち公文書の不存在	207	23	230	
請求又は申出の取下げ	56	26	82	
却下	3	2	5	
合計	10,407	16,842	27,249	

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

不開示理由	一部開示	不開示	合計
条例第7条に規定する不開示情報区分			
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	0	0	0
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	556	4	560
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	2,195	1	2,196
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	17	0	17

旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	7	0	7
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	53	29	82
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0
合計	2,828	34	2,862

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

不服申立て	決定				取下げ	審理中
	決	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	1	0	1	1	2	0
当該年度中にあった新規件数	1	0	1	1	2	0
合計	2	0	2	2	4	0

(2) 件名等

申立て年月日	件名	決定等の区分
	「平成12年度分(10月以降)及び平成15年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜	

平成17年2月9日	査報償費支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」の一部開示決定に対する審査請求	一部 認 容
平成18年1月26日	「県出資等法人に対して行われた寄付に関する文書」の開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成18年12月7日	「地検押収資料に関する行政資料」の開示決定に対する異議申立て	審 査 中

(文書管財領域文書法務グループ)

公告第二百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年五月十六日

二 名称

NPO法人ポニーハウス

三 代表者の氏名

木幡 一男

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区北町百五十九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、食・住及び自立支援に関する事業を行い、安心して社会参加が出来る生活環境を創造し、社会福祉に寄与することを目的とする。(文化領域県民文化グループ)

公告第二百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年五月十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 測量地域 いわき市、須賀川市及び耶麻郡北塩原村

二 測量期間 平成十九年五月十四日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第二百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成十九年五月十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 測量地域 福島市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、相馬市、田村市、南相馬市、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡猪苗代町、大沼郡金山町、東白川郡矢祭町、石川郡古殿町、双葉郡橋葉町、同郡川内村及び同郡浪江町

二 測量期間 平成十九年五月十四日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業の種類 基本測量(電子基準点現地調査)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第二百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成十九年五月九日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 測量地域 耶麻郡猪苗代町

二 測量開始期日 平成十八年四月一日

三 測量終了期日 平成十九年三月三十一日

四 作業の種類 基本測量(機動連続観測)

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第295号

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福島県知事 佐藤雄平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

河川流域総合情報システムの保守 一式

2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社福島支店 福島県福島市栄町 6番 6号
- 5 随意契約に係る契約金額
56,700,000円
- 6 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第二十六号。以下「条例」という。)第三十四条の規定により、平成十八年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成十九年五月二十五日

福島県議会 議長 櫻 田 一

1 公文書の開示の請求及び申出の状況

(1) 請求等の内訳

(単位 件)

区 分	件 数
請 求	33
申 出	1
合 計	34

注

- 1 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ)。
 - 2 「申出」とは、条例第31条の規定による公文書の任意開示の申出をいう(以下同じ)。
- (2) 請求権者等別の内訳

区 分	件 数

請求	件数
県の区域内に住所を有する者からの請求	27
県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体からの請求	6
県の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者からの請求	0
県の区域内に存する学校に在学する者からの請求	0
その他議会の行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるものからの請求	0
小 計	33
申出	1
請求権者以外のものからの申出	1
合 計	34

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	請 求	申 出	合 計
全 部 開 示	27	0	27
一 部 開 示	0	1	1
小 計	27	1	28
不 開 示	6	0	6
うち公文書の不存在	6	0	6

請求又は申出の取下げ	0	0	0
却下	0	0	0
合 計	33	1	34

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	1	0	1
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合 計	1	0	1

3 不服申立ての状況

公文書の開示の請求に対する決定について、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(単位 件)

不服申立て	決 定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(繰 添 添)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第28号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける遺失物管理システム構築業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定業務の件名及び数量 遺失物管理システム構築業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成19年11月30日まで
- (4) 履行場所 福島県警察本部警務部会計課 (福島県福島市杉妻町2番16号) 福島県警察本部交通部運転免許課 (福島県福島市町庭坂字大原1番1号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第116号) 第117条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月21日 (木) 午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年6月1日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年7月5日(木)午前11時 (2)に掲げる場所に同じ。
- (4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成19年7月4日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Control system of lost property including its construction 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 11 : 00am., 5 July2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 4 July 2007
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima, Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima 960 - 8686 Japan TEL024 - 522 - 2151

(会 計 課)

福島県警察本部公告第29号

運転免許証追記システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。
平成19年5月25日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証追記システム機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成19年8月1日から平成24年7月31日まで
- (4) 納入場所 福島県警察郡山運転免許センター(福島県郡山市大槻町字美女池上14番地6)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年6月4日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年6月14日(木)午前11時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第30号

いわき中央警察署仮設庁舎の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 借入物件の名称及び数量 いわき中央警察署仮設庁舎 一式(建築、保守、解体等を含む。)

- (2) 借入物件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 借入期間 平成19年8月1日から平成20年11月12日まで

- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて、同法別表第1の建築工事業を営んでいる者であること。

- (4) この公告に示した仕様と同等程度の物件について納入実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。

- (5) いわき中央警察署仮設庁舎に係る修繕及び維持管理の体制を整えることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(5)に掲げる事項並びに(4)の納入実績について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年5月31日(木)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年6月11日(月)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

- 端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (会 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年二月十六日付け定例第八百五十号中

九四	下	後ろか	いわき市瀬戸町大平一の	いわき市瀬戸町字大平一の
		ら九		一